(別紙1)

校内指導体制及び関係機関

《いじめ問題対策委員会》

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導担当教諭、生活支援担当教諭、 学年主任、養護教諭、SC、SSW

〈役割〉

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- 校内研修会の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・いじめが生じたときの組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係の調査母体
- ・保護者や地域への情報提供
- ・いじめ防止等についての取組の検証、改善



校内組織

- · 人権教育推進委員会
- 道徳教育推進委員会
- 生徒指導部会
- 不登校対策委員会
- 教育支援委員会
- 研究推進委員会
- 各学年部会



保護者・地域との連携

- ・いじめ問題等対策協議会 (校長・教頭・各学年主任・養教 学校医・PTA・SSW・教育委員会)
- 学校評議員会
- 学校保健委員会
- · 中学校区青少年健全育成会議

関係機関との連携

- 警察
- ・青少年センター
- 学校教育課
- ・子ども福祉課
- ・学校支援チーム等